

かごしまの特産品PRに関する連携協定

鹿児島市(以下「甲」という。)と株式会社 島津興業(以下「乙」という。)は、相互に連携し、鹿児島市の地場産業の振興を図るため、次のとおり、協定書を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、鹿児島市内の中小企業者等が行う、かごしまの新特産品コンクール入賞商品をはじめとした特産品、伝統的工芸品等(以下「特産品等」という。)の県内、県外及び海外に向けたPR及び販路拡大を、甲及び乙が連携して支援することにより、地場産業の振興を図ることを目的とする。

(連携・協力事項)

第2条 甲及び乙は、本協定の目的を達成するため、次に掲げる事項について、相互に連携し協力するものとする。

- (1) 特産品等の販路拡大に関すること
- (2) 仙巖園を活かした特産品等のPRに関すること
- (3) その他本協定の目的を達成するため必要と認めること

(具体的取組の内容及び実施方法)

第3条 前条各号に定める事項を推進するための具体的な取組及び実施方法については、甲及び乙が協議し定めるものとする。

(協定の有効期間)

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の1か月前までに甲又は乙から本協定を終了する旨の意思表示がなければ、本協定の有効期間を期間満了の翌日から1年間更新するものとし、以降も同様に更新するものとする。

(解除)

第5条 甲及び乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当する場合は、通知、催告等の何らの手続を要することなく、直ちに本協定を解除することができるものとする。

- (1) 本協定の全部又は一部に違反し、相手方から相当の期間を定めて是正を求められたにもかかわらず、当該相当期間内に、当該違反を是正しなかったとき
- (2) 相手方の名誉又は信用を傷つけたとき又はそのおそれがあると認められるとき
- (3) 本協定を解除すべきと合理的に判断される事象が発生し、又は判明したとき

(守秘義務)

第6条 甲及び乙は、事前に相手方の承諾を得た場合を除き、本協定の検討及び実施を通じて知り得た相手方の秘密情報について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に開示し、又は漏えいしてはならない。ただし、法令等に基づく要請がある場合はこの限りでない。

(協議)

第7条 この協定書について疑義のあるとき、又はこの協定書に定めのない事項については、甲及び乙において協議のうえ定めるものとする。

上記の協定締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和4年1月27日

甲 鹿児島市山下町11番1号
鹿児島市長

下鶴隆央

乙 鹿児島市吉野町9700番地1
株式会社 島津興業 代表取締役社長

島津忠裕